

事 業 報 告 書 ✓

(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 伊 藤 会 ✓
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄
 の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 山口県山陽小野田市千代町1丁目1番1号 ✓
- (3) 設立認可年月日 平成元年9月29日 ✓
- (4) 設立登記年月日 平成元年10月11日 ✓
- (5) 役員及び評議員
 該当なし

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	伊藤医院 ✓	山口県山陽小野田市千代町1丁目1番1号	一般病床 0床

(2) 付帯業務

該当なし

(3) 収益業務

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年9月24日 令和3年度決算の決定 ✓

令和5年7月31日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

法人名 医療法人社団 伊藤会 ✓

※医療法人整理番号 □□□□

所在地 山陽小野田市千代町1丁目1番1号

財 産 目 錄 ✓
(令和 5 年 7 月 31 日現在) ✓

1. 資 産 額	7,129	千円 ✓
2. 負 債 額	665	千円 ✓
3. 純 資 産 額	6,464	千円 ✓

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	6,552 ✓
B 固定資産	577 ✓
C 資産合計 (A+B)	7,129 ✓
D 負債合計	665 ✓
E 純資産 (C-D)	6,464 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 伊藤会 ✓

※医療法人整理番号 □□□□

所在地 山陽小野田市千代町1丁目1番1号

貸 借 対 照 表 ✓

(令和 5 年 7 月 31 日現在) ✓

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 6,552	I 流動負債	✓ 665
II 固定資産	✓ 577	II 固定負債	0
1 有形固定資産	✓ 567	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	0	負債合計	✓ 665
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	✓ 10 (0)	純資産の部	
科 目		金額	
I 出資金		✓ 10,000	
II 積立金		✓ △ 3,536	
III 評価・換算差額等		0	
純資産合計		✓ 6,464	
資産合計	✓ 7,129	負債・純資産合計	✓ 7,129

法人名 医療法人社団 伊藤会 ✓

所在地 山陽小野田市千代町1丁目1番1号

※医療法人整理番号 □□□□

損 益 計 算 書 ✓
(自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日) ✓

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	23,545 ✓
2 事 業 費 用	25,716 ✓
本來業務事業損失	2,171 ✓
B 附帶業務事業損益	
1 事 業 収 益	0 ✓
2 事 業 費 用	0 ✓
附帶業務事業利益	0 ✓
事 業 損 失	2,171 ✓
II 事 業 外 収 益	1,974 ✓
III 事 業 外 費 用	0 ✓
經 常 損 失	197 ✓
IV 特 別 利 益	0 ✓
V 特 別 損 失	0 ✓
稅 引 前 当 期 純 損 失	197 ✓
法 人 稅 等	71 ✓
當 期 純 損 失	268 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 伊藤会
理事長 松本 昇 殿

私は、医療法人社団 伊藤会の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月24日

医療法人社団 伊藤会

監事 平見 徳子